

平成 3 1 年 第 3 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

開催年月日		平成31年3月25日（月）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時02分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時48分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員			推 進 委 員				
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	吉 澤 眞 吉		出席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席
	2	鈴 木 健 一		欠席	2	長 澤 い と		出席
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子		出席
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		出席
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好		出席
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		出席
	10	岩 上 賢		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	白 石 富 子		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		1名
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者				
事務局		事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳		
		主査	齋藤 鏡子		主任	塩村 孝太郎		
		主事	新井 政貴					
説明員		主査	齋藤 鏡子		主任	塩村 孝太郎		
		主事	新井 政貴					
会議次第		別添のとおり		配布資料		別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成31年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在の出席委員は農業委員13名、推進委員9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
	【開会 午前9時02分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第3回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に小島委員、八木橋委員を指名いたします。
議長	まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	事前に配布させていただきました総会資料について、審議事項及び協議事項の目次が抜けておりましたので、総会資料の差し替えをお願いいたします。 また、本日、審議を予定しておりました議案第4号番号2につきましてですが、平成31年3月22日に取下願の提出があったため、削除をお願いいたします。 取下願の提出日の関係で資料の修正が間に合わなくなってしまいまして、御手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。
<u>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可</u>	
議長	日程第1 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は4件でございます。 総会資料の2ページから4ページ目を御覧願います。 番号1 につきましては、農業経営規模拡のため、譲受人が、譲渡人から譲渡により所有権を移転するものです。 申請書類を確認したところ、譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積136a、農業従事者は2人、農業従事日数は300日、農機具については、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、粃摺機1台を所有しています。 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

	なお、今回の申請につきましては、圏央道の建設に伴い行われた土地収用の残地について隣接地を耕作している譲受人が譲り受ける申請であるため、面積は小さいものとなっております。 番号３から５につきましては、関連する案件となりますので、一括して内容説明をいたします。 番号３から５につきましては、研究施設拡大のため、譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定するものです。 申請書類を確認したところ、譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積１７９ａ、農機具については、トラクター３台、耕運機３台、農業用自動車４台を所有しています。 また、譲受人は農地適格者法人以外の法人ですが、今回申請された耕作が法人の主たる業務の運営上、欠くことのできない試験研究のために行われるものであり、農地法施行令第二条第一項第一号イに該当すると考えられるため、許可要件を満たしていると考えます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を私からさせていただきます。 番号１について現地確認を行いました。 譲受人も久喜市への経営状況調査により、農機具を所有しており、所有している農地は全て耕作がなされている状況です。 したがって、本案につきましては譲受人の経営状況や転用理由等から問題なしと判断しました。以上で報告を終わります。
議長	続きまして、番号３から５につきまして、吉澤委員から報告をお願いします。
吉澤委員	番号１について現地確認を行いました。 申請地については、農地として管理しており、農機具等も十分所有しているため、問題ないと思われます。皆様の審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第４号については原案のとおり決定します。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長

日程第 1 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は 7 件でございます。

総会資料の 5 ページから 6 ページ目を御覧願います。

番号 1 につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、市外の賃貸物件にて生活しておりますが、2 人目の子供の出産をきっかけに自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第 2 種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま

す。

番号 2 につきましては、譲受人が、譲渡人から使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、市内の賃貸物件にて生活しておりますが、子供の成長を考慮し、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第 2 種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま

す。

番号 3 につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、太陽光発電敷地として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、太陽光発電設備事業を営んでおり、周辺に構造物等が少なく、影響が小さい土地にて開発事業を行いたいと考え、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第 1 種、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第 2 種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま

す。

番号 4 につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、墓地の敷地拡張として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、隣接地にて墓地を運営しておりますが、分家の数も増え、また新たな世帯からの相談も増えたことから既存墓地を拡張したいと考

	え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号５につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の実家にて生活しておりますが、子供の成長につれて自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号６につきましては、譲受人が、譲渡人から使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸物件にて生活しておりますが、家族が増え住宅が手狭になったことから、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号７につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸物件にて生活しておりますが、現在の住宅が手狭になったことから、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。これから番号１、５、７の現地確認の報告を岩上委員にお願いいたします。
岩上委員	番号１、５、７について３月１９日に現地確認を行いました。 現地案内図の３ページを御覧ください。 申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。

議長 小島委員	周辺は宅地が点在しており、市街化が著しい地域です。また、申請地は農地として管理されており、違反等はありません。転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。 続きまして、番号３、４につきまして、小島委員から報告をお願いいたします。 番号３、４について３月２０日に現地確認を行いました。 現地案内図の５、６ページを御覧ください。 申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 番号３につきましては、申請地は農地として管理されており、違反等はありません。転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。 番号４につきましては、申請地は農地として管理されており、違反等はありません。転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長 関山委員	続きまして、番号２につきまして、関山委員から報告をお願いいたします。 番号２について３月２３日に現地確認を行いました。 現地案内図の４ページを御覧ください。 申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 周辺は宅地が点在しており、付近には、病院、スーパーもあり、市街化が著しい地域です。また、申請地は農地として管理されており、違反等はありません。転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長 吉澤委員	続きまして、番号６につきまして、吉澤委員から報告をお願いいたします。 番号６について３月２１日に現地確認を行いました。 周辺は宅地が点在しており、市街化が著しい地域です。また、申請地は農地として管理されており、違反等はありません。転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長 江口委員	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 番号３の太陽光発電の申請につきましては、２種農地だということですが、転用の許可については慎重な審議が必要となると思われますがどうでしょうか。

事務局	委員御質問のとおり、太陽光発電に係る転用については、慎重な審議が必要となると事務局も考えております。 今回の案件につきましては、申請地は白地区域となっており、かつ白岡工業団地と２本の川に挟まれた、周辺に農地や宅地がない地域であるといった理由から申請がなされたものとなります。
江口委員	その条件だと近くの農地も転用となってしまうと思われますが、農業委員の立場としては、農地への太陽光発電の転用については、慎重にやってほしいと考えます。
事務局	追加で説明させていただきます。春日部農林振興センターとの調整の中で、太陽光発電については白地における転用であればやむを得ないという状況となっています。その中でさらに白岡市においては、転用が可能かどうか判断基準を設けており、基本的には資材置場と同様に、白岡市内に営業所等を持つ法人が行う場合や土地所有者が自身において太陽光発電の設置を行う場合のような、土地に関係のある方が行う場合を基本としております。 ただし今回の場所については、工業団地と２本の川に挟まれた極小さな地域となっております。江口委員御発言のとおり、隣接地については今後、同様の転用が行われる可能性はございますが、工業団地と２本の川に挟まれた、小さな地域となりますので、春日部農林振興センターとも調整し、申請が行われることについてはやむをえないものと思われますので、審議をよろしくお願いいたします。
関山委員	太陽光発電の設置については、転用後の景観等を踏まえて、白岡市としての指針を考えておいた方がよいのではと思います。要望であり、質問ではありません。
議長	白岡市農業委員会としてしっかりとした見解をもっていきたいと思います。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第５については原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第４号から第５号に係る全ての議事を終了いたします。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします
<u>協議報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。

事務局	協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は 12 件でございます。 総会資料の 8 ページから 10 ページ目を御覧願います。 番号 1、2、5 から 8、11、12 につきましては、住宅敷のための転用です。 番号 3、4、9、10 につきましては、駐車場敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 2 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 2 その他に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	「平成 30 年度第 15 回女性の農業委員活動推進シンポジウム」について、出席された長澤推進委員に報告をお願いいたします。
長澤委員	3 月 6 日東京の砂防会館で開催されたシンポジウムに出席いたしました。 パネルディスカッションでは、農地利用最適化を実践しよう！というテーマで進められた。 ・積極的に戸別訪問を行うこと ・農業委員及び推進委員の活躍の場を作ること の 2 点が重要であるという意見であった。
事務局	○農業委員会活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ○来月の農地パトロールについて ・4 月 2 日 大山委員・篠津地区推進委員 ・4 月 16 日 大山地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ○来月総会 ・4 月 24 日（水）午前 9 時 ・議事録署名委員の江原委員、井上委員の両委員は来月印鑑をお願いします。
事務局	以上で、協議報告事項 2 その他を終わります。
井上委員	協議報告 1 番号 10 について、法人の事務所と地理の関係で駐車場として使用するとは考えにくいですが、何か事情は把握しているのでしょうか。

事務局	今後はその辺の事情も受付の際に確認してはどうでしょうか。 申請地については、市街化区域のため、届出の要件が整っていれば、受理している状況となっており、御理解いただければと思います。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。 〔意見・質疑等なし〕
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前９時４８分】